

令和7年度
改訂版

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

建築士事務所の 経営と展望

建築士事務所は、建築設計および工事監理業務を通して、
建築主の要望と時代の変化に伴う社会のニーズを的確に捉えていかなければなりません。
建築士事務所に属する建築士には建築士法に基づき業務独占が与えられており、
経営責任者である開設者や中心的な役割を担う管理建築士は、
建築主や社会に対して重大な責任を負っているという事は言うまでもありません。
建築技術やDXの進化によって建築設計を取り巻く環境は絶えず変化しており、
こうした変化に的確に対応する建築士事務所のあり方が求められています。

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

建築士事務所の 経営と展望

一般社団法人
日本建築士事務所協会連合会
Japan Association of Architectural Firms

目次

第1章 建築士事務所の責務と業務

- 1 建築士事務所の責務と倫理／2 設計・監理業務の流れと多様化する役割への対応

第2章 これからの建築士事務所経営

- 1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題／2 事務所経営の課題

第3章 建築士事務所の業務の新しい動向

- 1 変化する社会的ニーズ・期待／2 安全安心への取り組み／
3 環境配慮への対応／4 建築ストック活用／5 まちづくり

第4章 トラブル対応とリスク管理

- 1 建築士事務所のトラブルとリスク／
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等／3 トラブル・リスクへの対応方法／
4 トラブル事例と回避・対応のポイント／5 建築士事務所賠償責任保険

法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項

- 1 建築士事務所の運営管理／2 プロジェクト業務の運営管理／
3 建築士事務所の労務・財務／4 罰則等

建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者（契約当事者）と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所に 所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)	受講間隔 3年			建築士 定期 講習	受講間隔 3年			建築士 定期 講習	受講間隔 3年		建築士 定期 講習
管理建築士	管理建築士講習 (1度のみの受講義務)	管理 建築士 講習	現行の法定講習では斜線範囲の学習機会がないため 定期的な管理研修会の受講が 継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。									
建築士でない 開設者	なし											

標準的な受講イメージ

管理建築士	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 (事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勧奨)	管理建築士講習	受講間隔 5年				管理研修会	受講間隔 5年				管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔 5年				管理研修会	受講間隔 5年				管理研修会



■お問い合わせ

一般社団法人 群馬県建築士事務所協会

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町二丁目23番地7

TEL : 027-255-1333 FAX : 027-255-1066

URL : <https://www.sekkei-gunma.jp/>